

## 第2 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写し（様式2）

建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出してください。

（記載例）

総合評定値通知書（経審通知）の写しを必要としている場合

- ・総合評定値通知書（総合評定値（P点）が記載されているもの）の写し

## 第6 代表者身分証明書（様式5）（個人のみ）

- 1 申請者が、個人の場合にのみ提出してください。
- 2 申請者の住所を管轄する市区町村長が発行する身分証明書です。
- 3 申請時3ヶ月以内のもので、原本又は写しのいずれかを提出してください。

## 第7 登記事項証明書（様式6）（法人のみ）

- 1 申請者が法人の場合にのみ提出してください。
- 2 申請時3ヶ月以内のもので、原本又は写しのいずれかを提出してください。

## 第8 許可・登録証明書（様式7）

- 1 建設業許可通知書の写し

建設業法により国土交通大臣又は都道府県知事が発行する「建設業許可通知書」をいいます。建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出してください。

- 2 建設業許可申請書別紙の写し

建設業許可申請書に添付した別紙一及び別紙二(1)又は(2)をいいます。建設工事の資格を希望する場合は、必ず提出してください。(なお、この別紙は別表の場合もあります。)

- 3 測量業者登録通知書の写し

測量法により国土交通大臣が発行する「測量法に基づく測量業者としての登録について（通知）」をいいます。測量の資格を希望する場合は、必ず提出してください。

- 4 建築士事務所登録を証する書類の写し

建築士法により都道府県知事が発行する「1級、2級又は木造建築士事務所登録を証明する書類（登録通知書等）」をいいます。建築設計の資格を希望する場合（設備設計のみ）

を業とする者は除く）は、必ず提出してください。

5 その他の登録に係る現況報告書又は登録通知書の写し

建設コンサルタント、地質調査業者又は補償コンサルタント登録規定による登録を受けている場合の「国土交通大臣の確認印を受けた現況報告書」をいいます。土木設計、地質調査又は技術資料の資格を希望する場合で、これらの登録を受けている方は、写しを提出してください。

## 9 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し（様式8）

1 共済組合等の種類は次のとおりです。

- ①建設業退職金共済組合
- ②中小企業退職金共済事業団
- ③建設業福祉共済団
- ④その他の共済制度※上記①から③以外で従業員の退職金等に係る共済制度をいいます。

2 加入している場合は、経営事項審査申請時に使用した「加入・履行証明書」等の写しを提出してください。

### ○その他添付資料

#### 1. 納税証明書（写）

法人：法人税と地方消費税及び地方消費税（その3の3）

個人：申告所得税と消費税及び地方消費税（その3の2）

町内事業者：上記の他、法人は法人町民税、個人は個人町民税

#### 2. 決算書 設計業務等のみ直近1年分を添付

#### 3. 委任状 支店等に委任がある場合は添付

#### 4. 暴力団等反社会的勢力でないことの誓約書（任意様式）

#### 5. 返信用封筒 通知書返信先宛名・住所を記入の上110円切手を貼付